

平成三十年四月二十七日受領
答弁第二四四号

内閣衆質一九六第二四四号

平成三十年四月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出麻生大臣の「次官の番をみんな男にすれば解決する話なんだよ」との発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出麻生大臣の「次官の番をみんな男にすれば解決する話なんだよ」との発言に関する質問に対する答弁書

一から四まで、七及び八について

御指摘の週刊誌報道については、麻生国務大臣の政治家個人としての活動に関するものであるため、政府としてお答えする立場にない。

五について

お尋ねについては、妥当なことであるとは考えていない。政府としては、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨とした男女共同参画社会の形成を推進しているところである。なお、「セクシユアル・ハラスメントの防止策」については、人事院規則一〇―一〇（セクシユアル・ハラスメントの防止等）第三条において、「人事院は、セクシユアル・ハラスメントの防止等に関する施策についての企画立案を行うとともに、各省各庁の長がセクシユアル・ハラスメントの防止等のために実施する措置に関する調整、指導及び助言に当たらなければならない」と定められている

ところである。

六について

お尋ねについては、事実関係を踏まえる必要があるため、一概にお答えすることは困難である。なお、人事院規則一〇―一〇（セクシユアル・ハラスメントの防止等）第二条第一号において、「セクシユアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいうとされているところである。